

知っていますか?クーリング・オフ

クーリング・オフの期間と対象

クーリング・オフは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは主に右表のものです。

ただし、場合によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

取り引き内容		期間
訪問販売	店舗外での訪問販売	原則 8日間
訪問購入(今年2月から追加)	訪問して、家庭にある物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど	原則 20日間
連鎖販売取り引き	マルチ商法で契約した商品や権利など	
業務提供誘引販売取り引き	商品の購入を伴う契約	

※期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- クーリング・オフは必ず書面で通知しましょう。
- クーリング・オフの書面は、簡易書留か特定記録郵便など記録が残るようにしましょう。
- 契約時にクレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- 書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

表面

□□□□□□□□

○ ○県○○市
○○番○○号

株式会社○○
代表者 ○○様

裏面

契約解除通知書

契約日 平成○年○月○日
書面受領日 平成○年○月○日
商品名 ○○○○○○
契約金額 金○○○円
販売者名 株式会社○○

上記日付の契約を解除しますので、支払済の○○○円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

平成○年○月○日
住所
氏名

消費者月間記念講演会

と き 5月25日(土)13時~15時30分
と ころ 津リージョンプラザお城ホール
内 容

- 消費者月間ステージイベント
- 森永卓郎さん(経済アナリスト)による講演「暮らしとお金の話 進む格差社会を賢く生きる」
- みえ・くらしのネットワーク会員によるパネル展示

定 員 600人

入場料 無料
申し込み 電話またはEメールで三重県金融広報委員会(☎246-9002、✉shiruporuto-mie@za.ztv.ne.jp)へ

※託児サービス(無料)を希望する場合は電話でお問い合わせください。



森永卓郎さん